

拡大教科書とは

【概要】

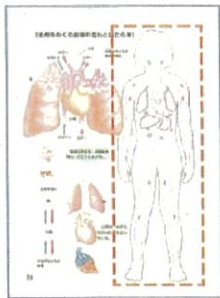
「拡大教科書」とは、文部科学省の検定を経た教科書の文字や図形を拡大して複製したもので、弱視の子供たちが使用する教科書です。この「拡大教科書」は、これまでも特別支援学校や特別支援学級において、「一般図書」として無償給与されてきました。また、平成16年度からは通常の学級に在籍する弱視の子供たちにも無償給与されるようになりました。そして、平成20年6月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」により、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等²の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について、必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進を図る」ことが明記されています。

【拡大教科書の主な特徴】

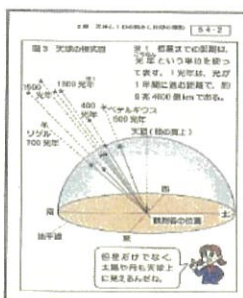
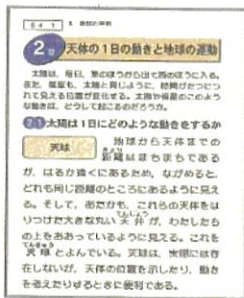
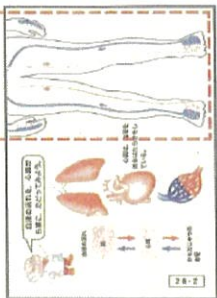
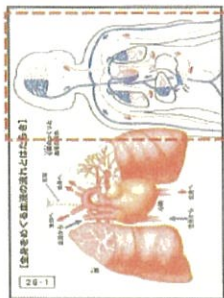
- 原本となる検定教科書1ページの本文、解説文、ルビ等の文字要素について、大きさ、字体、字間、行間、図・写真等が拡大されており、概ね2～3ページに収まっています。
 - 1冊のページ数が多いため、分冊となっています。
 - ページ番号の表記が原本となる検定教科書との対応関係がわかるよう、ページ数にハイフンでつないで、拡大教科書での連番数を追記しています。
- (例：原本となる検定教科書の20ページ目が拡大教科書で3ページにわたる場合は、「20—1」「20—2」「20—3」という番号を付けています。)

(参考) 拡大教科書のイメージ：上が原本となる検定教科書で、下が対応した拡大教科書になります。

検定教科書



拡大教科書



出典『「拡大教科書」作成マニュアル』（平成17年1月21日発行、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）より一部引用

1 「一般図書」＝学校教育法附則第9条では、特別支援学校や特別支援学級において、文部科学省の検定済教科書、文部科学省の著作教科書以外の教科書を使用することができるとされています。

2 教科用特定図書等＝視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため、文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書、点字により検定教科用図書等を複製図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものとされています。